

1 業務名

令和3年度 島田市子育て支援プラットフォーム等構築業務委託

2 業務期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで

3 公開開始日

令和4年2月頃を想定

4 業務目的

島田市では、令和2年3月に策定した「しまだ子ども未来応援プラン（第2期島田市子ども・子育て支援事業計画）」に基づき、基本理念である「子育てしやすいまち パパ・ママに寄り添うまち子育て応援都市 島田」を目指して子育て支援に取り組んでいる。

同プランでは、子育てを取り巻く環境が、晩婚化や核家族化の進行、共働き世帯の増加など大きく変化していることに伴い、分野横断的に妊娠期から子どものライフステージに合わせた切れ目のない支援や子どもの保護者が仕事と子育てを両立し、十分に子育ての時間を確保できるような支援が必要とされている。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策やスマートフォンの急激な普及に伴い、子育て関連施策についてもデジタルシフトに取り組む必要がある。

今回の業務は、保護者と行政の「接点」となる部分に場所・時間を問わないデジタル技術を活用することで、横断的な情報共有及び切れ目のない支援を実現するプラットフォーム及びプラットフォームの機能を用いたサービスを構築することを目的とする。

5 業務概要及び範囲

本業務においては、プラットフォームの構築及び母子保健分野におけるサービス提供を優先と考えている。

受託者は、以下の要件を満たす島田市子育て支援プラットフォーム及びプラットフォームの共通機能を利用するためのサービスを構築し、公開後から業務履行期間終了までの間の運用保守管理を行い、島田市と協議の上、必要な維持管理を行う。

・要件

このプラットフォームは、島田市が市民へ行政サービスを提供する上で必要となる共通機能（通知・申請手続き・相談等）及び必要な情報を蓄積する共通基盤を想定している。

今後、プラットフォームの機能を用いて、母子保健分野から教育分野まで（保護者への児童手当の通知や保護者から学校への連絡・提出等）子育て世帯が幅広く利用するサービスの実装に対応できること。ただし、実装するサービスを増やした場合でも、1つの入り口から保護者がすべてのサービスを利用できること。

また、保護者が所持するインターネット接続端末で個々の状況にあった必要な情報を

受け取ることができる、来庁せずに必要な手続きができる等、保護者の対行政サービスの利便性を向上させる機能を持ち、子育てに関する悩みを相談しやすい環境をつくる等、子育てに関する不安や負担の軽減、孤立化の解消に寄与できるものであること。

業務範囲は、プラットフォーム及びサービスのデザイン、構造、構成などの設計、運用に必要となるハードウェア・ソフトウェアの要件定義・設計・開発・設定・テスト・本番運用時コンテンツの作成・導入作業等、構築に係る作業一切を含む。

具体的な実施内容については、提案のあった内容を基に島田市と協議の上、決定するものとする。

6 委託内容

島田市子育て支援プラットフォーム及びプラットフォームの機能を用いたサービスの構築

(1) 使用者

ア 島田市子育て支援プラットフォーム

(ア) 利用者

市民（主に妊娠期から中学校卒業までの子どもを持つ保護者及びその家族）30,000人程度（約10000世帯）を想定。

(イ) 管理者

市職員、教員等 400人程度を想定。

イ 母子保健分野におけるサービス

(ア) 利用者

市民（主に妊娠期から未就学までの子どもを持つ保護者及び家族）9,000人程度（約3,000世帯）を想定。

(イ) 管理者

市職員（デジタルトランスフォーメーション推進課職員、担当保健師）15人程度を想定。

(2) 使用端末

- ・インターネット接続端末において利用可能であること。
- ・ブラウザ提供の場合は、Edge、Chrome、Safari、Chrome(Android)、Safari(iOS)から利用可能であること。
- ・モバイルアプリの場合はiOS、AndroidOSで利用可能であること。
- ・モバイルアプリ提供の場合は、受託者は、iOSであれば、App Store、Android OSであれば、Google Playから入手可能とするために必要な手続き（アカウント、ライセンス取得等）を行うこと。

(3) 運用時間

原則として24時間365日（うるう年の場合は366日）運用可能であること。

(4) 稼働環境

- ・可能な限りクラウドによる運用とすること。（自庁での運用を可能な限り避けること。）
- ・クラウドサービスの形態（IaaS、PaaS、SaaS等）は、問わないものとする。
- ・日本国内に所在地を有し、情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC27001）

適合性評価制度の認証を得ていること。

- ・地震、風水害などの自然災害に対応できる、耐震・耐火構造を備え十分にセキュリティが確保されたものであること。
- ・サービス稼働率は「99.5%以上」であること。
- ・万が一データが消失した場合、障害が発生した場合においても、速やかに復旧可能な体制であること。
- ・第三者による不正アクセスやウイルス対策などに万全を期すこと。

(5) セキュリティ対策

- ・取り扱われる情報について、「個人情報の保護に関する法律」、「島田市個人情報保護条例」及び「島田市情報セキュリティポリシー」を遵守すること。
- ・送受信及び蓄積されるデータについては、SSL (Secure Socket Layer) 方式による暗号化を行う等の方法により、メールアドレスや登録された個人情報が第三者に漏れることがないような仕組みを備えること。
- ・島田市から提供する住民データ（利用者本人及び子どもの個人情報）が、万全なセキュリティ対策が施されたサーバ以外に保管されないようにすること。

(6) データ提供方式

島田市から提供する住民データ（利用者本人及び子どもの個人情報）は、CSV 形式で受託者へ提供することを想定する。

(7) 機能要件

搭載する機能一覧（別紙）のとおり。

利用者及び管理者にとって利便性の向上が見込まれるものとして、別紙に記載された機能を基本とし、さらに受託者の創意工夫による提案を可能とする。

また、一覧にある機能の実現が困難な場合には、代替案や運用での対応方法を提案すること。

(8) テスト要件

- ・受託者は、プラットフォーム及びサービスの本番導入までにテストを行い、島田市の承諾を得るものとする。
- ・受託者は、テスト計画及び実施要領を策定し、これに基づいてテストを実施し、テスト結果が記された報告書を作成し、提出するものとする。詳細は協議による。
- ・スマートフォン、タブレット及び PC による動作確認を通信回線速度環境に十分配慮した上で実施し、各デバイスに最適化された表示がされるよう確認すること。
- ・動作確認等に必要な機器は受託者において準備し、テストが円滑に行えるよう環境を整備する等、協議の上進めること。
- ・スマートフォン、タブレットについては、iPhone、iPad、Android 系端末等において動作確認を行うこと。
- ・PC の利用者側の端末性能については、一般的な性能を有する端末において支障なく利用できることを確認すること。
- ・OS、ブラウザについては一般的に普及している OS (Windows、MacOS 等)、ブラウザ (Edge、Safari、Google Chrome 等) により支障なく利用できるものとする。

(9) 研修

管理者向けマニュアル、利用者向けマニュアルを策定し、公開開始までに職員に対し研修を行うこと。

(10) 運用保守業務

- ・プラットフォーム及びサービス公開後から業務履行期間終了までの間、運用保守管理を行い、島田市と協議の上、必要な対応を行うこと。
- ・業務履行期間内に軽微な修正・追加を島田市が要望する場合、速やかに内容を協議の上、対応すること。
- ・本業務または本業務に関連する事項について、島田市から依頼や問い合わせがあった場合、適切な助言を行うとともに、必要な支援を行うこと。また、緊急を要しない本市からの問い合わせ等の対応時間は、原則平日午前8時30分から午後5時15分までとする。緊急を要する場合の対応方法等については、島田市と協議のうえ、決定すること。
- ・受託者は緊急を要する課題や問題が発生した場合はただちに島田市に報告するとともに、課題の内容、対応策及び課題対応の進捗を島田市と共有すること。また、緊急を要しない場合は、原則平日午前8時30分から午後5時15分までに報告を行うこと。
- ・運用の安定化、効率化につながる事項などについては、島田市に積極的な提案を心掛けること。
- ・提供するサービスが利用を想定するブラウザ及びモバイルアプリのOSがアップデートされた場合でも、サービスが正常利用できるよう、構成管理と維持を行うこと。
- ・システムの登録データ等のバックアップ（必要に応じ本市の指示により行う場合も含む）は、利用者への影響が最小限とするよう考慮したうえで、サイクル、時間帯、対象等、最適なバックアップ計画を提示し、島田市の承認を得るものとする。
- ・業務履行期間中、受託者はサーバ・システムの維持・管理を行うとともに、サーバ機器・部品の故障の対応も行うこと。

(11) 考慮すべき事項

- ・構築したプラットフォームは、必要に応じ、利用者の拡大、機能の追加・更新・中止に対応できるものとする。
- ・プラットフォームを用いたサービスは、マイナンバーカードを持たない人も利用でき、マイナンバーカードを持つことでより便利に機能を利用できるような仕組みとすること。
- ・プラットフォームは島田市子育て応援サイト「しまいく」と連携させることが望ましい。
- ・令和4年度以降に経常的に発生すると思われる経費については、想定される費用を提案書に記載すること。
- ・サービスの実装において、島田市が使用する他システム（健康かるて等）や島田市所有のウェブサイトの改修が必要になる場合は、その費用も委託費に含むこと。

7 留意事項

- ・本業務の実施に当たっては、関係法令を順守し、島田市と協議を重ねながら、適正に履行すること。
- ・本業務により制作された成果品の一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、完了検査をもって全て島田市に移転するものとし、受託者は、島田市に対して著作権人格権を行使しないものとする。
- ・成果品については、第三者の著作権等の法律で定められた権利・利益を侵害していないことを保証すること。
- ・第三者の著作権等の法律で定められた権利・利益の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- ・本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- ・事業実施のための個人情報の取扱いについても、「個人情報の保護に関する法律」、「島田市個人情報保護条例」及び「島田市情報セキュリティポリシー」を遵守しなければならない。
- ・島田市は、必要に応じ、受託者に対して委託事業の処理状況について調査し、報告を求めることができる。

8 中間報告

令和3年10月頃を目途に中間報告を行うこと。なお、報告内容については、島田市と協議の上、書面にて提出すること。

9 成果品

(1) 提出物

- ア 島田市子育て支援プラットフォーム
- イ プラットフォームの機能を用いて実装するサービス
- ウ プラットフォームとサービスの構成及び仕組みがわかる資料
- エ 管理者向けマニュアル データ納品（編集可能な形式）
- オ 利用者向けマニュアル データ納品（編集可能な形式）

(2) 提出場所

島田市市長戦略部デジタルトランスフォーメーション推進課

10 総括責任者

受託者は、本業務の実施に当たり、十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。また、提案時点で確約するものとし、原則として変更できない。

11 その他

- ・本事業の実施スケジュール等を明らかにした業務計画書を作成し、島田市の承認を得ること。
- ・各業務の詳細について島田市と協議の上決定し、進捗状況を綿密に島田市に報告する

こと。

- 事業完了後、速やかに事業完了報告書を作成し、島田市に提出すること。
- 本事業に係るアポイントメント、調整、撮影、編集・校正、制作・運用、調査、分析、報告等の一切の経費（交通費、宿泊費、各種データ費等）及び既存保守業者等に発生する作業費等は、全て当初委託金額に含む。
- 本事業の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて協議し、島田市が承諾した場合はこの限りでない。
- 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは島田市と受託者が協議の上、定めることとする。
- 上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本事業に含まれるものとする。
- 業務終了後において、受託者の責任に帰する理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに市が必要と認める訂正、補正等その他必要な措置を行うものとし、かかる経費は受託者の負担とする。